

# 消防の動き



2015  
8  
No.532

- 「圧縮水素充填設備設置給油取扱所に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」及び「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針」について
- 石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成樹脂配管の使用に関する検討会報告書の概要について
- 熱中症による救急搬送の状況



FDMA  
住民とともに

消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency





特報1

「圧縮水素充填設備設置給油取扱所に係る危険物の規制に… 4  
 関する規則の一部を改正する省令」及び「圧縮水素充填設備  
 設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針」について

特報2

石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成… 6  
 樹脂配管の使用に関する検討会報告書の概要について

特報3

熱中症による救急搬送の状況…………… 8

平成27年8月号 No.532

巻頭言

「FUKUOKA NEXT」（福岡市消防局長 谷山 昭）

Report

平成26年1月～12月の製品火災に関する調査結果…………… 10

Topics

平成27年度における消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況 …… 12  
 総務大臣感謝状贈呈式（消防団関係）の開催について…………… 14  
 安全功労者・消防功労者表彰式…………… 16  
 地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する検討会の開催について …… 18  
 医療機関、研究機関その他の放射性同位元素等取扱施設等における消防活動上の留意事項に関する検討会の発足 …… 19

緊急消防援助隊情報

ヘリコプター動態管理システム…………… 20

先進事例紹介

～さあ、きつともつと鈴鹿。海あり、山あり、匠の技あり～消防団の防火衣が新しくなりました！（三重県 鈴鹿市消防団） …… 21  
 常備消防の誕生（宮崎県 西臼杵広域行政事務組合消防本部）…………… 23

消防通信～望楼

札幌市南消防団（北海道）／有田川町消防本部（和歌山県）…………… 25  
 都城市消防局（宮崎県）／相模原市消防局（神奈川県）

消防大学校だより

危機管理・防災教育科 危機管理・国民保護コース（第5回）…………… 26  
 危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コース（第11回）…………… 27

報道発表

最近の報道発表（平成27年6月24日～平成27年7月24日）…………… 28

通知等

最近の通知（平成27年6月24日～平成27年7月24日）…………… 29  
 広報テーマ（8月・9月分）…………… 29

お知らせ

9月1日は防災の日 防災訓練に参加しましょう～災害に備え、防災知識の向上をめざす～ …… 30  
 地震に対する日常の備え…………… 31  
 危険物施設等における事故防止について…………… 32  
 電気器具の安全な取扱い…………… 33  
 第63回全国消防技術者会議の開催について…………… 34



■ 表紙  
 本号掲載記事より

# 「FUKUOKA NEXT」



福岡市消防局長 谷山 昭

玄界灘と脊振山地に囲まれた福岡市は、日本一の外国航路旅客者数を誇る博多港をはじめ、都心から半径5km圏内に、航空・鉄道・高速道路など、多様な輸送手段が集積し、豊かな自然と開放的な気質、おもてなしの都市文化が脈々と息づいたアジアとの「交流拠点都市」として発展してまいりました。

また、英国のグローバル情報誌「MONOCLE（モノクル）」が公表した2014年版の「世界で最も住みやすい都市ランキング」で第10位に選出されるなど、元気なまち、住みやすいまちとして世界的にも認知され、人口減少が危惧される現在においても、推計人口は152万人を超え、今なお増え続けております。

本市においては、平成24年12月に、市民とともに策定した「福岡市総合計画」において、「都市の成長」と「生活の質の向上」の好循環を創り出すことを基本戦略として掲げ、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」を目指したまちづくりを進めており、この成果が、情報誌での評価につながったのではと考えています。

今年度は、「都市の成長」と「生活の質の向上」の好循環を確かなものとするため、福岡市を次のステージへと飛躍させるための施策を「FUKUOKA NEXT」として、市をあげて取り組んでおります。

消防行政におきましても、今年度を、「改革・前進の年」と位置付け、体制の強化を図りながら、以下の4点について特に推進しております。

1点目は、災害防ぎょ活動体制の充実です。平成30年春に予定している市中心部の消防署所の再編整備により、市域全体の災害即応体制の強化を進めております。さらに、広域的な取り組みとして、平成29年度から福岡都市圏において消防通信指令業務の共同運用を行うこととしており、都市圏の連携強化を推進しております。また、「消防NEXT」として、区役所等関係機関と連携し、地域防災力の強化に取り組んでいるところであります。

2点目は、防火・防災体制の充実です。平成25年に本市で発生した有床診療所火災等を踏まえ、今年度新設した査察課を中心に、立入検査、避難訓練指導等の査察指導体制を強化するとともに、関係部局との合同査察や情報共有の徹底を図るなど連携を強化しております。

3点目は、救急体制の充実です。市内の全ての救急告示病院（39医療機関）で構成される福岡市救急病院協会との緊密な連携もあり、救急搬送の受け入れは、救急隊から3回以内の病院問い合わせで99%の搬送先が決定するなど、本市の救命率の高さを裏付ける、充実した体制が構築できております。しかしながら、なお増え続ける都心部の救急需要の増加に対応し、消防本部に新たに救急隊を配置し、救急体制の強化を図っております。

4点目は、人材育成等の推進です。団塊の世代の大量退職等により、この10年間において全職員の約4割が入れ替わる状況となっております。若手職員の増加や火災件数の減少による災害活動経験の不足を補うため、あらゆる災害を想定した「実戦型訓練」を充実させるとともに、消防学校の体制を強化し、災害対応能力の向上及び人材育成の強化を図っております。

このように、本市では様々な施策を展開し、安全で、安心して暮らせるまちづくりを推進しているところであり、今後も、消防行政に対する市民ニーズや社会情勢を的確にとらえながら、直面する様々な課題に適切に対応してまいりたいと考えております。



## 「圧縮水素充填設備設置給油取扱所に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」及び「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針」について

### 危険物保安室

#### 1 はじめに

近年、クリーンで経済的なエネルギー需給の実現の観点から、燃料電池自動車の普及に向けた取組が進められており、燃料電池自動車の水素インフラ整備の一つとして、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において、液化水素スタンドの技術基準の整備について取り上げられたことから、液化水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法上の安全対策の検討を行うことは急務となっています。

従来より、圧縮水素充填設備設置給油取扱所については規制されていたものでありますが、今般、経済産業省において、一般高圧ガス保安規則が改正され、液化水素貯槽を設置する圧縮水素スタンドの技術上の基準が整備されたことを踏まえ、消防庁において、「液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する検討会」を実施し、液化水素貯槽等を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所に係る安全性について検討を行いました（図1、図2参照）。

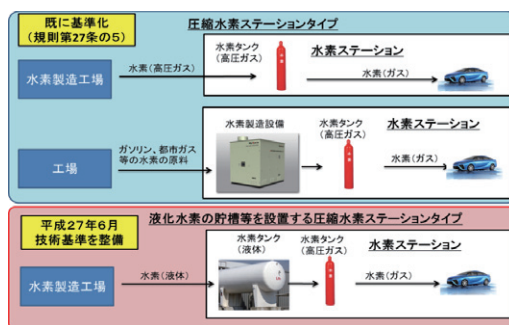


図2 液化水素貯槽等を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所

上記検討結果を踏まえ、この度、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第56号。以下、「改正省令」という。）が平成27年6月5日に公布され、さらに、圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（平成27年6月5日消防令第123号。以下、「運用指針」という。）が示されました。

#### 2 液化水素貯槽等を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について

##### (1) 圧縮水素スタンドの定義に関する事項（規則第27条の5第5項第1号関係）

圧縮水素スタンドとは、一般規則第2条第1項第25条に定める「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充填するための処理設備を有する定置式製造設備」をいい、水素を製造するための改質装置、液化水素を貯蔵する液化水素の貯槽、液化水素を気化する送ガス蒸発器、水素を圧縮する圧縮機、圧縮水素を貯蔵する蓄圧器、圧縮水素を燃料電池自動車に充填するディスペンサー、液化水素配管及びガス配管並びに液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスを外部から受け入れるための受入設備の一部で構成されています。

##### (2) 液化水素関連設備に自動車等が衝突することを防止するための措置（規則第27条の5第5項第3号関係）

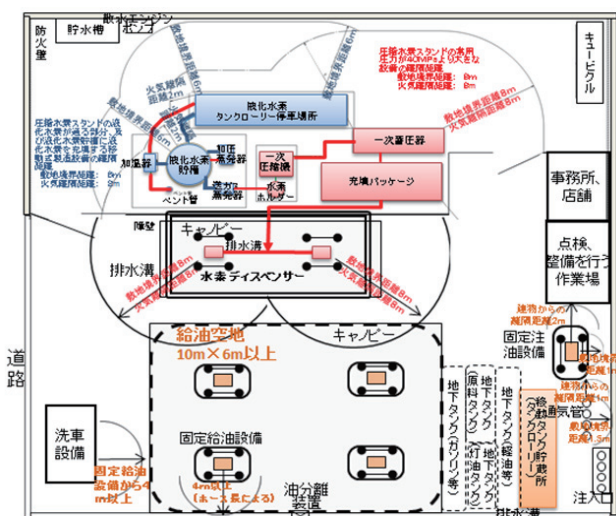


図1 液化水素貯槽を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所イメージ





いわゆる液化水素スタンドには、従来の圧縮水素スタンドを構成する設備に加え、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、液化水素配管、液化水素の受入設備等の新たな設備（以下、「液化水素関連設備」という。）が設置されることとなりますが、これまでと同様に、自動車等が衝突することによる水素漏洩等の被害を防止するための対策が必要となることから、下記の措置を講ずることとしました。

ア 液化水素の貯槽、送ガス蒸発器及び液化水素の受入設備の周囲には、保護柵やポール等を設けることにより自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

なお、当該設備を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすことができる。

イ 液化水素配管は、キャノピーの上部等への設置、地下埋設、トレンチ内設置等により、自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。

なお、保護柵やポール等を設けることにより自動車等の衝突を防止するための措置を講じた場合は、前述の措置は不要である。

### (3) 液化水素スタンドからの火災の影響を給油取扱所内に及ぼさないための措置（規則第27条の5第6項第1号関係）

液化水素関連設備からの火災危険が給油取扱所内に及ぼす影響については、従来の圧縮水素スタンドからの火災危険による給油取扱所内の人的被害を防止する対策と同様に、液化水素スタンドでの火災危険が給油取扱所内に人的被害を及ぼさないように措置することが必要となることから、下記の対策を講ずることとしました。

ア 従来では、改質装置、圧縮機等と給油空地等との間に障壁を設けることが求められているところであるが、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器についても同様に給油空地等との間に障壁を設けることとした。

イ 障壁については、鉄筋コンクリート製、コンクリートブロック製又は鋼板製のいずれかとし、高さ2m以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対し十分耐えられる構造のものとする必要がある。

なお、液化水素の貯槽については、加圧蒸発器及びバルブ類、充填口、計測器等の操作部分が障壁の高さよりも低い位置となるように設置する必要がある。

### (4) 給油取扱所で発生した火災の熱の影響を液化水素の貯槽に及ぼさないようにするための措置（規則第27条の5第6項第6号関係）

固定給油設備又は固定注油設備からの出火による輻射熱により、液化水素の貯槽内の圧力が著しく上昇しないようにする措置が必要であり、障壁により輻射熱を遮る措置が考えられます。一方で、(3)アにより設置される障壁の高さや、一般規則により液化水素関連設備とディスペンサーの間に設けられる障壁の高さは、2m以上とされており、一般的に2m程度のものが多く設置されていると考えられますが、液化水素の貯槽の中には、2m以上の高さのものもあり、障壁の高さを超えるものが存在する可能性があります。このため、必要な液化水素の貯槽と固定給油設備等との離隔距離について、シミュレーションを行い、その検証結果から、下記の措置を講ずることとしました。

ア 固定給油設備又は固定注油設備と液化水素の貯槽との間に、液化水素の貯槽の高さよりも高い障壁を設けること。

イ 障壁の高さが液化水素の貯槽の高さ以下の場合には、障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設けることとし、例えば、障壁の高さが2mの場合については、一定の措置を講ずることが必要である。

なお、その他の方法により有効に火災の輻射熱による液化水素の貯槽内の圧力の著しい上昇を防止する対策についても今後検討していく必要がある。

## 3 おわりに

消防庁において、液化水素貯槽等を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所に係る安全性について検討を行った結果、改正省令が公布・施行され、運用指針が示されることになったものです。今後、新たなタイプの液化水素貯槽が開発や、ガソリン等の漏えい可能性が低い固定給油設備等が開発されたりした場合には、それらの条件にあわせたシミュレーションが行われ、適切な離隔距離が設けられることが必要であると考えられます。

#### 問い合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物施設係 鳥枝、横山  
TEL: 03-5253-7524



## 石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成樹脂配管の使用に関する検討会報告書の概要について

特殊災害室

### 1 はじめに

消火用屋外給水施設については、その配管は鋼製とされ、原則地上に設置することとされています。一方、石油コンビナート等災害防止法の施行前から存する当該施設については、鋼管が地下に埋設されているものも多くある等、設置から40年以上が経過し、腐食による漏水や管摩擦損失の増大による給水能力の低下等が懸念され、平成27年4月より、設置から40年を経過した同施設に対する点検基準の強化も行われたところです。

このような中、近年、優れた耐震性、耐腐食性、可とう性等を有する合成樹脂配管が様々な分野で用いられるようになっており、一般の消防用設備の配管については、平成13年の消防法施行規則の改正及び消防庁告示制定により、利用が可能となっています。

そこで、消防庁では平成26年度に「石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成樹脂配管の使用に関する検討会」を開催し、石油コンビナートにおける消火用屋外給水施設の配管に合成樹脂製の管を使用することについて、種々の課題を検討し、報告書がとりまとめられました。以下、報告書の概要を御紹介します（平成27年4月28日消防庁報道資料 HP [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/04/270428\\_houdou\\_3.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/04/270428_houdou_3.pdf) 参照）。

### 2 特定防災施設等（消火用屋外給水施設）の現状等について

#### 2-1 消火用屋外給水施設の配管の基準

消火用屋外給水施設は、石油コンビナート等災害防止法第2条第10号で定義される特定防災施設等の一つで、石油等の貯蔵取扱量に応じて特定事業者に設置が義務づけられているものであり、消火用屋外給水施設の構造基準は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第10条に規定され、その配管は、鋼製のものを原則地上に設置することとなっています。



消火用屋外給水施設の例（配管・消火栓）

#### 2-2 消防用設備の配管の基準（消防法施行規則第12条）

消防法第17条に基づく消防用設備の消火配管については、消防法施行規則第12条等に規定されており、石油コンビナートにおける消火用屋外給水施設と類似の設備である一般の屋外消火栓設備の配管についても、同条第1項第6号を準用するかたちとなっています。具体的には、金属製の管及び消防庁長官が定める基準に適合する合成樹脂製の管とされています。なお、合成樹脂製の管については、平成13年の消防法施行規則の改正及び合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成13年消防庁告示第19号、以下「告示」という。）の制定により、その使用が認められることとなったものであり、当該告示において、合成樹脂製の管に求められる性能を確認するための試験方法等が定められています。

### 3 消火用屋外給水施設に合成樹脂配管を使用する場合の課題等について

#### 3-1 合成樹脂配管の特徴

鋼管と比べ、軽量で、伸びや許容曲げ角度が極めて大きく、柔軟性に優れており、地盤の変位に対し優れた追従性等を有しています。そのため、これまで経験した地震において、被害がないことが報告されています。

#### 3-2 合成樹脂配管の課題と対応方法

##### (1) 熱影響等

##### ① 火災による影響

地表面から一定の距離をとって埋設することにより、地上における火災の熱影響を十分低減でき





ると考えられます。

### ② 熱伝導による影響

地表の加熱部分から0.6m以上、鋼鉄製の管の管長をとれば、熱伝導によりポリエチレン製の管に伝わる温度は、軟化温度よりも下回ることから、熱伝導による影響は十分に低減できると考えられます。

### ③ 紫外線による影響

一般的に、合成樹脂は長期間紫外線に暴露されることにより、劣化することから、地下埋設等により、紫外線の影響を受けないようにする必要があります。

## (2) 大口径配管の対応

告示に定める試験基準を満たせば、大口径配管（ $\phi$  300mmを超えるもの）であっても必要な性能・強度を確保することができます。

(3) 埋設配管への様々な荷重（地震動、活荷重及び土圧）の影響  
地震動の影響、土圧等の影響について検討を行い、いずれも許容値の範囲内に入ることがわかりました。

## 4 合成樹脂配管の施工上の留意点について

### 4-1 埋設時等の留意点

合成樹脂配管の埋設方法等について、「3-2 合成樹脂配管の課題と対応方法」及び消火用屋外給水施設の設置基準について（昭和55年消防地56号通知）を踏まえ、次のとおり留意点を整理しました。

- ・ 配管は、原則として配管敷内に敷設し埋設すること。
- ・ 配管は、その外面から他の工作物に対し0.3m以上の距離を保たせ、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないように施工する必要がある。ただし、配管の外面から他の工作物に対し0.3m以上の距離を保たせることが困難な場合であって、かつ、当該工作物の保全のための適切な措置を講じる場合は、この限りでない。
- ・ 配管の外面と地表面との距離は、0.6m以上とすること。
- ・ 配管は、地盤の凍結によって損傷を受けることのないよう適切な深さに埋設すること。
- ・ 盛土又は切土の斜面の近傍に配管する場合は、安全率1.3以上のすべり面の外側に埋設すること。
- ・ 配管の立ち上り部、地盤の急変部等支持条件が急変する箇所については、曲り管のそう入、地盤改良その他必要な措置を講ずること。
- ・ 不等沈下、地すべり等の発生するおそれのある場所に配管を設置する場合は、当該不等沈下、地すべり等により配管が損傷を受けることのないよう

に必要な措置を講ずる必要があること。

- ・ 合成樹脂配管は、電気融着により接合されることから、確実に接続できていることを埋め戻し前に目視（電気融着の処理が完了していること）及び通水試験により確認する必要があること。
- ・ 掘さく及び埋めもどしの方法は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）第27条に規定する方法に準じて、実施する必要があること。

### 4-2 鋼管との接続

埋設の合成樹脂配管と地上の鋼管を接続する場合、一般的には火災等の影響を考慮し、次のような接続を行うことが考えられます。

#### (1) ピット内接続

地上の火災による影響を避けるため、地上から0.6m以上の根入れを確保し、ピット内において、鋼管と合成樹脂配管を接続することが考えられます。また、ピットには、雨水等の進入を防止できる構造の不燃材料で作った蓋を設けることが必要です。

#### (2) 地中接続

鋼管と合成樹脂配管を接続する場合は、その範囲を必要最小限の範囲に限定するとともに、腐食防止措置を講じた場合は、合成樹脂配管を使用する場合のメリットを総合的に勘案し、埋設を認めることが適当であると考えられます。この場合、地表面のしみ出しなどが目視で確認できる様、アスファルト舗装等で当該場所を完全にふさがないことに留意する必要があります。

## 5 合成樹脂配管の定期点検について

埋設された合成樹脂配管に係る定期点検は、基本的に従来の点検基準と同様ですが、埋設部分においては腐食のおそれが少ない材料であることに鑑み、放水試験による総合点検で適切に必要な機能が維持されていることを確認することで足りると考えられます。

## 6 まとめ

消防庁では、本報告書を踏まえ、石油コンビナートにおける消火用屋外給水施設の配管に合成樹脂配管が使用できることを内容とする「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）」等の改正を予定しています。

### 問い合わせ先

消防庁特殊災害室 大川  
TEL: 03-5253-7528

## 熱中症による救急搬送の状況

### 救急企画室

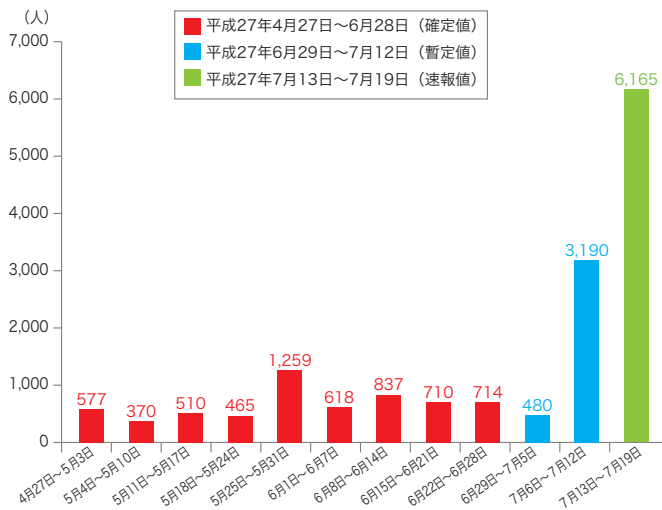
#### 1 はじめに

7月中旬からの梅雨明け地域の拡がりとともに、全国各地で最高気温35度以上の猛暑日が観測されるようになりました。気温の上昇に伴い、熱中症による救急搬送人員数も増えていきます。熱中症の症状は、大量の発汗やめまいなどの軽度のものから、頭痛や軽い意識障害などの中等度のもの、重篤な意識障害や腎機能障害、血液凝固異常を起こし、死に至る重度のものまで様々です。熱中症は外界の環境に影響を受けやすく、誰にでも起こりうる病態です。しかし、適切な予防対策を講じれば、その発症を防ぐことができます。

消防庁ではHPやTwitterを通じて熱中症に関する注意喚起や情報提供等を行っています。

熱中症による救急搬送状況については例年6月頃から調査・公表していましたが、ゴールデンウィーク前後に熱中症の発生が多く見られた事をふまえて、今年度は約1ヶ月前倒して、4月27日から調査を開始しています。また、今年度はTwitterにおいて、環境省の推奨する暑さ指数((WBGT): Wet Bulb Globe Temperature)を活用した情報提供も開始しました。

本格的な夏が到来し、引き続き熱中症対策が必要とされるこの時期に、皆様の熱中症に対する関心を高め、意識的な予防に努めていただくことを目的として、今年の熱中症による救急搬送状況について、最新の数値(7月21日時点の速報値)を報告します。



※ 暫定値(青)と速報値(緑)の救急搬送人員数は、後日修正されることもあります。  
図1 熱中症による救急搬送状況(週別推移)

#### 2 熱中症による救急搬送状況(週別推移)(図1)

調査開始時(4月27日~5月3日)に500人以上の救急搬送人員数が見られ、5月下旬に一部の地域で、最高気温30度以上の真夏日が観測された時期には、救急搬送人員数が1,000人を超えました。6月は、梅雨が明け

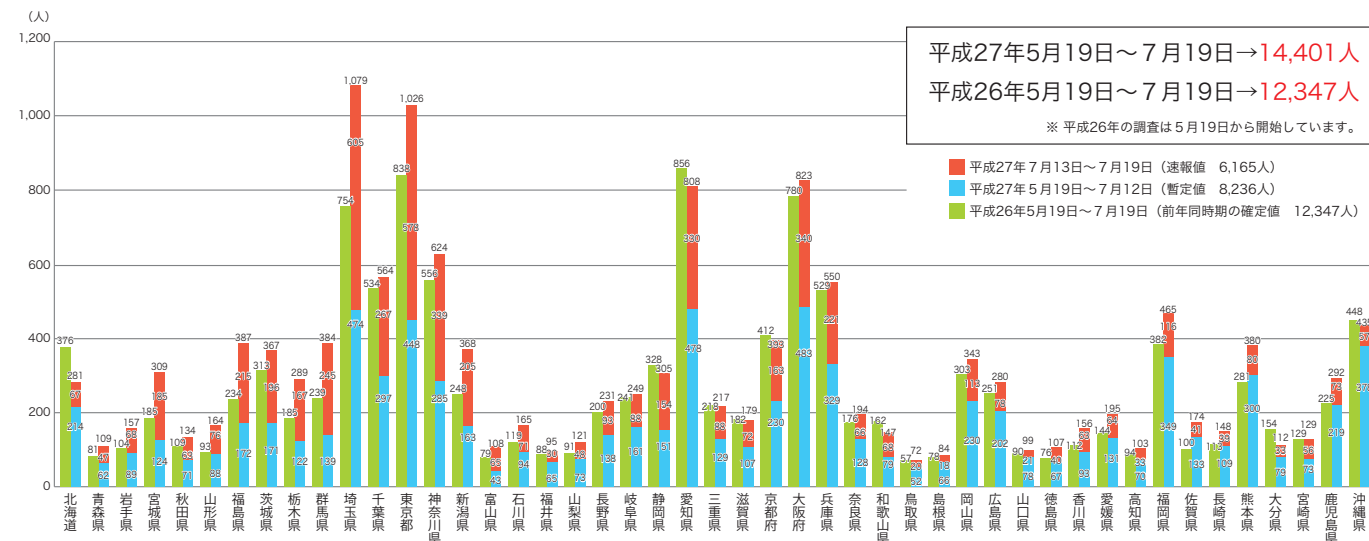


図2 熱中症による救急搬送人員総数(都道府県別昨年比)





た沖縄県において救急搬送人員数が増える状況が見られましたが、全国では600～800人程度で推移しています。7月に入り、いくつかの都道府県で猛暑日が観測された週（7月6日～7月12日）においては、救急搬送人員数が3,000人を超え、その前週の6.6倍増となりました。さらに、全国各地で連続した猛暑日が観測された週（7月13日～7月19日）においては、救急搬送人員数が今年最多の6,165人（速報値）となり、その前週（7月6日～7月12日）の約2倍となりました。急激に気温が上昇するような環境の変化に対し、体の順応が追いつかなかったことも、熱中症による救急搬送人員数が増加した要因のひとつと考えられます。

### 3 熱中症による救急搬送人員数総数（都道府県別昨年比）（図2）

今年の5月19日から7月19日までの熱中症による救急搬送人員数は1万4,401人で、昨年同時期の1万2,347人と比べると2,054人増となっています。梅雨明けの時期は沖縄を除き昨年とほぼ同時期でしたが、梅雨明け間近から梅雨明け後に全国各地で猛暑日が観測され、急激に気温が上昇したことが、救急搬送人員数の増加に影響していると考えられます。

### 4 年齢区分別搬送人員数（図3）

今年の調査開始（4月27日）から7月19日までの熱中症による救急搬送人員数（1万5,895人）のうち、高齢者が8,049人で最も多く、次いで成人5,264人、少年2,401人、乳幼児180人、新生児1人となっており、救急搬送人員数の半数以上を高齢者が占めています。高齢者は暑さやのどの渇きを自覚しにくいなど体の変化に気づきにくいことが多いことが原因のひとつと考えられます。また、小さな子供は汗腺の発達が未熟で、体温調節が苦手であり、熱を放散しにくく、熱中症にかかりやすいので注意が必要です。

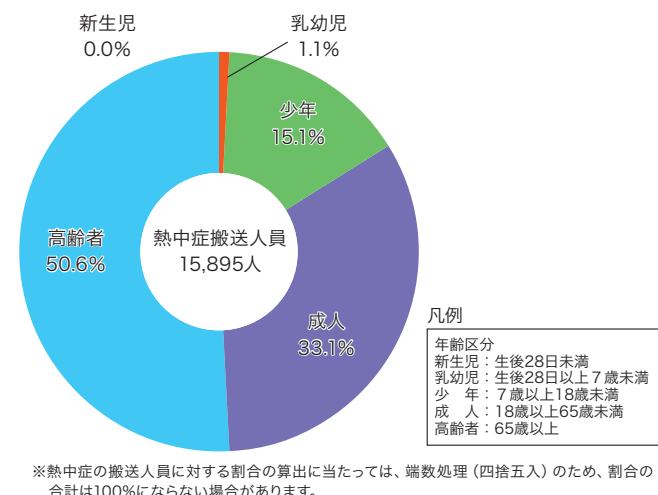


図3 年齢区分別搬送人員数

### 5 傷病程度別搬送人員数（図4）

今年の調査開始（4月27日）から7月19日までの熱中症による救急搬送人員数（1万5,895人）のうち、軽症が1万124人で最も多く、次いで中等症5,183人、重症379人、その他184人、死亡25人となっています。熱中症の症状は対処のタイミングや、年齢など傷病者の背景の違いにも影響を受け、刻々と変化をします。中には、短時間で重篤な状態に陥る場合もありますので十分に注意が必要です。

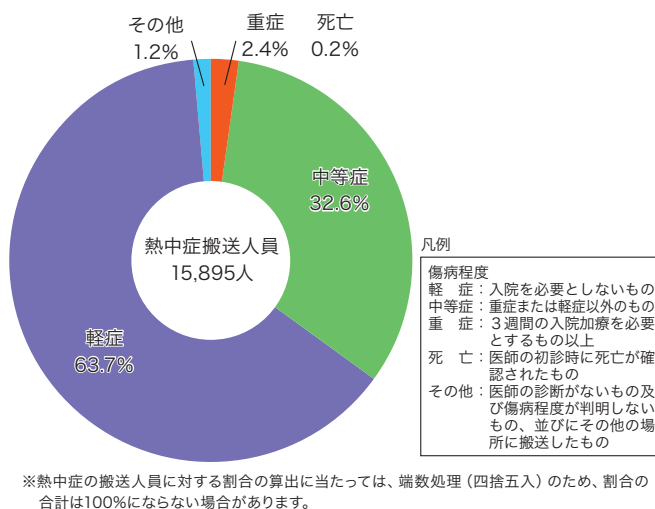


図4 傷病程度別搬送人員数

### 6 おわりに

熱中症について正しい知識を身につけて予防行動をすることで、熱中症は発症を防ぐことが可能です。また、周囲の気遣いで熱中症弱者といわれる高齢者や子供の発症を食い止めることもできます。

消防庁HPでは、熱中症による救急搬送状況の速報値を毎週発表するとともに、予防のポイントや応急手当についてわかりやすくまとめた「熱中症対策リーフレット」を公表しています。こうした情報を活用し、予防に役立つ夏を上手に乗り切りましょう。

消防庁熱中症情報

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9\\_2.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html)

熱中症対策リーフレット

<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2705/pdf/270501-1.pdf>

問い合わせ先

消防庁救急企画室 寺谷、平井、足立  
TEL: 03-5253-7529

## 平成26年1月～12月の製品火災に関する調査結果

予防課

### 1 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高くなっており、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められています。このような状況を踏まえ、平成21年9月には内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されるなど、製品火災対策を含む消費者の安心・安全の確保は、政府全体の重要課題として推進されているところです。

消防庁におきましても、自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる製品火災について、情報の収集を行い、四半期毎にその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策の取組を推進しています。

また、平成25年4月施行の改正消防法第32条により、火災の原因である疑いがあると認められる製品の調査にあたって、消防機関に当該製品を製造し若しくは輸入した事業者に対する資料提出命令権等が付与され、製品火災対策の強化も図られているところです。

### 2 平成26年1月～12月の製品火災に関する調査結果について

消防庁では、平成26年1月～12月に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち「製品の不具合により発生したと判断された火災」及び「原因の特定に至らなかった火災」等について調査しました。

消防機関より報告された火災の情報を集計した結果、「製品の不具合により発生したと判断された火災」が174件、「原因の特定に至らなかった火災」が526件「現在調査中の火災」が157件、製品火災全体件数は857件（対前年比 +7.2%）となっています（表1参照）。

最近5年間における製品火災件数の推移

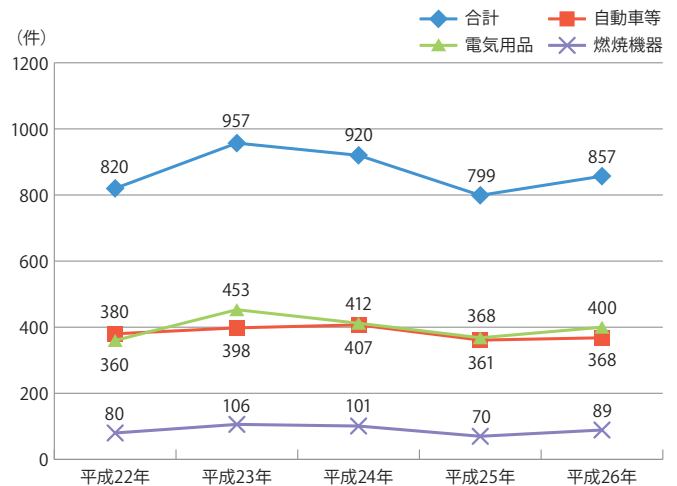


表1：平成26年中の製品火災の調査結果

単位：〔件〕うち（）は対前年比の増減率

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全体
合計 (前年からの増減)	368 (+1.9%)	400 (+8.6%)	89 (+27.1%)	857 (+7.2%)
① 製品の不具合により発生したと判断された火災	25	127	22	174
② 原因の特定に至らなかった火災	290	206	30	526
③ 現在調査中の火災	53	67	37	157



また、平成26年中に製品の不具合により発生したと判断された火災のうち、平成22年から平成26年の5年間で件数が10以上あった製品は以下の2品となっており、全て社告等により示された不具合によるものでした（表2参照）。

これらの製品の不具合により発生したと判断された火災については、製品の種類ごとに火災件数を集計し、製造事業者名、製品名、型式などを公表し、国民へ危険情報を発信しております※。

さらに、消防庁では、火災予防啓発や火災原因調査に活用していただくため、全国の消防機関に、製品火災に関する調査結果を通知するとともに、各消防本部等から収集した火災原因調査の結果を消費者庁に対して情報提供し、自動車等については国土交通省と、電気用品及び燃焼機器については経済産業省と連携を図りながら、製品に起因する火災の再発防止を推進しています。

（※消防庁ホームページ [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_7.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_7.html)）

### 3 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、消防機関の行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。このため、消防庁では、引き続き製品火災に関する調査結果を公表するとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図りつつ、火災原因調査・原因究明体制の充実・強化に努めていく予定です。

また、関係機関との連携強化を図りつつ、製品に起因する火災事故の防止を推進することにより、消費者の安全・安心の確保に努めていく予定です。

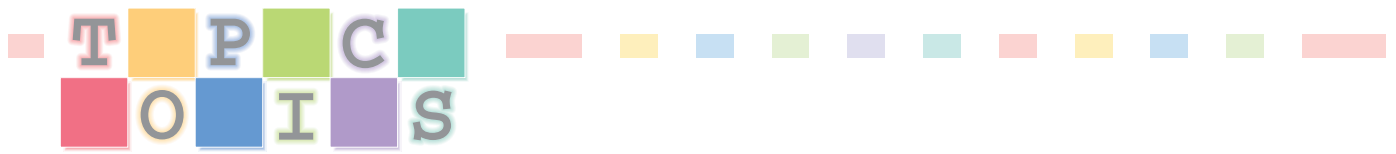
表2：「製品の不具合により発生したと判断された火災」の製品

製品の不具合により火災が発生したと判断されたもののうち、平成22年から平成26年の5年間で件数が10以上あった製品

製造事業者	製品名	型式	件数	備考
(米) アップル社	携帯用音楽再生プレーヤー	iPod nano (第1世代)	22件 (平成26年：1件) (平成25年：7件) (平成24年：4件) (平成23年：6件) (平成22年：4件)	下記の社告により示された不具合によるものである。 【事業者HP】 <a href="http://www.apple.com/jp/support/ipodnano_replacement/">http://www.apple.com/jp/support/ipodnano_replacement/</a>
岩谷産業株式会社	電子レンジ	IM-575	11件 (平成26年：1件) (平成25年：3件) (平成24年：1件) (平成23年：2件) (平成22年：4件)	下記の社告により示された不具合によるものである。 【事業者HP】 <a href="http://www.iwatani.co.jp/jpn/top_info/detail.php?idx=8">http://www.iwatani.co.jp/jpn/top_info/detail.php?idx=8</a>

#### 問い合わせ先

消防庁予防課  
TEL: 03-5253-7523



# 平成27年度における消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況

## 消防・救急課／防災情報室

消防庁では、消防防災施設整備費補助金については平成27年4月30日及び平成27年6月19日付け、緊急消防援助隊設備整備費補助金については平成27年4月30日及び平成27年6月12日付けで交付決定を行ったところです。

消防庁が所管するこれらの補助金の平成27年度の予算額は、消防防災施設整備費補助金については15億7,805万5千円、緊急消防援助隊設備整備費補助金については48億9,838万1千円（うち消防救急デジタル無線分3億9,959万9千円）となっています。

### 1 交付決定の概要

#### (1) 交付決定額

交付決定の総額は64億4,506万9千円であり、その内訳は次のとおりです。

- ① 消防防災施設整備費補助金  
15億7,695万9千円
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金  
48億6,811万円

#### (2) 主な対象施設及び設備

- ① 消防防災施設整備費補助金にあつては、耐震性貯水槽66基、防火水槽（林野分）10基、高機能消防指令センター総合整備事業8ヶ所、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）7ヶ所、活動火山対策避難施設1ヶ所について交付決定を行いました。
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金にあつては、災害対応特殊救急自動車157台、災害対応特殊消防ポンプ自動車（水槽付、化学及びはしご付のものを含

む）132台、救助工作車21台、支援車8台、災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車6台及び消防活動二輪車2台を整備する事業並びに5団体における消防救急デジタル無線設備の整備事業等について交付決定を行いました。

### 2 都道府県別の交付決定の状況

補助金ごとの都道府県別の交付決定額は、別表のとおりです。

なお、市町村ごとの交付決定の状況は、消防庁のHPに掲載しています (<http://www.fdma.go.jp/>)。

### 3 その他

消防防災施設整備費補助金については、予算額を上回る要望が寄せられたところであり、金額ベースで、その5割強の事業に対して交付決定を行ったところです。また、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、これを要望したほとんどの団体に対して交付決定を行ったところです。

地方公共団体におかれては、直ちに契約事務に着手するとともに、事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続きをとるようお願いします。

#### 問合わせ先

消防庁消防・救急課  
TEL: 03-5253-7522  
消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室  
TEL: 03-5253-7526



別表
----

平成27年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定状況

(単位：千円)

都道府県名		消防防災施設 整備費補助金	緊急消防援助隊 設備整備費補助金
1	北海道	176,386	528,071
2	青森県	—	112,771
3	岩手県	—	20,448
4	宮城県	—	76,148
5	秋田県	5,386	70,312
6	山形県	16,158	55,365
7	福島県	36,982	22,296
8	茨城県	6,477	54,389
9	栃木県	321,190	66,215
10	群馬県	9,466	133,866
11	埼玉県	73,233	237,309
12	千葉県	39,334	194,680
13	東京都	32,510	284,091
14	神奈川県	207,341	237,250
15	新潟県	5,386	78,341
16	富山県	8,160	60,785
17	石川県	5,386	32,693
18	福井県	2,693	9,869
19	山梨県	—	41,194
20	長野県	13,040	62,789
21	岐阜県	8,079	226,331
22	静岡県	—	142,738
23	愛知県	—	229,839
24	三重県	2,693	99,654
25	滋賀県	—	27,724
26	京都府	11,124	91,668
27	大阪府	204,194	220,266
28	兵庫県	—	116,780
29	奈良県	—	50,568
30	和歌山県	5,386	33,730
31	鳥取県	—	21,707
32	島根県	10,772	69,667
33	岡山県	6,763	158,403
34	広島県	5,386	98,572
35	山口県	—	27,162
36	徳島県	8,369	39,804
37	香川県	6,763	14,125
38	愛媛県	2,693	75,331
39	高知県	6,477	13,529
40	福岡県	5,386	54,850
41	佐賀県	—	29,098
42	長崎県	5,386	137,735
43	熊本県	5,386	126,598
44	大分県	104,489	181,168
45	宮崎県	10,386	22,827
46	鹿児島県	208,099	151,527
47	沖縄県	—	27,827
合	計	1,576,959	4,868,110

# 総務大臣感謝状贈呈式(消防団関係)の開催について

## 地域防災室

消防庁では、平成27年4月1日現在の消防団員数の速報値を取りまとめ、その結果を基に、団員が相当数増加した16団体、相当率増加した2団体及び女性団員の入団が多かった5団体に対して、消防団への入団促進等の要請にご尽力いただいた各消防団の取組への感謝の意を表するため、7月15日に高市総務大臣から感謝状を贈呈しました(重複受賞があるため、受賞消防団数は22団)。

平成27年4月1日現在の消防団員数(速報値)は、85万9,945人となっており、昨年に比べ4,402人の減少となっています。一昨年は4,525人の減少であったので、減少幅は縮小しているものの、依然として減少傾向が続

いております。一方で、女性や学生、地方公務員、日本郵政グループ等の新たな担い手が増加しています。

消防庁においては、一昨年に成立した、地域の防災力の充実強化を目的とする「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、女性・若者など幅広い層への入団促進、消防団員の処遇の改善、装備・教育訓練の改善、地方財政措置の拡充について全力を挙げて取り組んでいるところです。

各地域においても、感謝状を贈呈した消防団の取組等を参考にしながら、消防団の充実強化のため更なる取組を行っていただきたいと考えております。

### ◇総務大臣感謝状贈呈団体(22団体)

※新庄市消防団(山形県)は1及び3で重複受賞

#### 1 消防団員が相当数増加した消防団(16団体)

- 三種町消防団(秋田県)      ○新庄市消防団(山形県)      ○千葉市消防団(千葉県)      ○関川村消防団(新潟県)
- 魚津市消防団(富山県)      ○山ノ内町消防団(長野県)      ○関市消防団(岐阜県)      ○中津川市消防団(岐阜県)
- 羽島市消防団(岐阜県)      ○豊田市消防団(愛知県)      ○大津市消防団(滋賀県)      ○黒滝村消防団(奈良県)
- 尾道市消防団(広島県)      ○高松市消防団(香川県)      ○八女市消防団(福岡県)      ○高森町消防団(熊本県)

#### 2 消防団員が相当率増加した消防団(2団体)

- 龍ヶ崎市消防団(茨城県)      ○知立市消防団(愛知県)

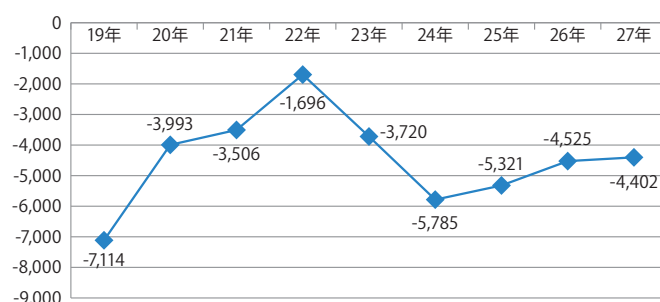
#### 3 女性団員の入団が多かった消防団(5団体)

- 新庄市消防団(山形県)      ○南魚沼市消防団(新潟県)      ○津市消防団(三重県)
- 淡路市消防団(兵庫県)      ○熊本市消防団(熊本県)

消防団員数(平成27年4月1日現在速報値)

		H27.4.1	H26.4.1	増減
消防団員数		859,945	864,347	▲4,402
性別	男性	837,216	842,663	▲5,447
	女性	22,729	21,684	1,045
(参考)	地方公務員	62,883	61,428	1,455
	郵政	6,129	5,728	401
	学生	2,950	2,725	225

消防団員数 前年比較



※東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値(平成22年4月1日)により集計  
※平成27年の数値は速報値



都道府県別消防団員数（速報値）

都道県順	平成27年度		増減 実員数
	実員数	実員数	
1 北海道	25,682	25,842	▲ 160
2 青森県	19,246	19,455	▲ 209
3 岩手県	22,168	22,415	▲ 247
4 宮城県	19,907	20,304	▲ 397
5 秋田県	17,320	17,491	▲ 171
6 山形県	25,562	25,590	▲ 28
7 福島県	34,143	34,465	▲ 322
8 茨城県	23,632	23,830	▲ 198
9 栃木県	14,875	14,983	▲ 108
10 群馬県	11,778	11,856	▲ 78
11 埼玉県	14,283	14,276	7
12 千葉県	26,368	26,557	▲ 189
13 東京都	23,314	23,500	▲ 186
14 神奈川県	18,099	17,994	105
15 新潟県	38,123	38,215	▲ 92
16 富山県	9,498	9,537	▲ 39
17 石川県	5,302	5,317	▲ 15
18 福井県	5,797	5,720	77
19 山梨県	15,174	15,127	47
20 長野県	35,314	35,370	▲ 56
21 岐阜県	20,769	20,649	120
22 静岡県	20,416	20,561	▲ 145
23 愛知県	23,184	23,430	▲ 246
24 三重県	13,847	13,900	▲ 53
25 滋賀県	9,188	9,178	10
26 京都府	17,838	17,941	▲ 103
27 大阪府	10,485	10,482	3
28 兵庫県	43,041	43,647	▲ 606
29 奈良県	8,545	8,534	11
30 和歌山県	11,865	11,878	▲ 13
31 鳥取県	5,115	5,136	▲ 21
32 島根県	12,222	12,409	▲ 187
33 岡山県	28,607	28,725	▲ 118
34 広島県	22,229	22,275	▲ 46
35 山口県	13,322	13,365	▲ 43
36 徳島県	10,880	10,975	▲ 95
37 香川県	7,722	7,660	62
38 愛媛県	20,451	20,543	▲ 92
39 高知県	8,257	8,214	43
40 福岡県	25,143	25,015	128
41 佐賀県	19,284	19,367	▲ 83
42 長崎県	20,053	20,201	▲ 148
43 熊本県	34,369	34,576	▲ 207
44 大分県	15,522	15,672	▲ 150
45 宮崎県	14,829	15,008	▲ 179
46 鹿児島県	15,469	15,488	▲ 19
47 沖縄県	1,708	1,674	34
合計	859,945	864,347	▲ 4,402



高市総務大臣から受賞団体へ感謝状を贈呈



総務大臣感謝状受賞団体



総務大臣感謝状受賞団体

問合わせ先  
消防庁地域防災室  
TEL: 03-5253-7561

# 安全功労者・消防功労者表彰式

総務課

## 1 平成27年安全功労者内閣総理大臣表彰式

去る7月1日（水）内閣総理大臣官邸において、安倍晋三内閣総理大臣の他、山谷えり子国家公安委員長や坂本森男消防庁長官などの来賓が出席し、表彰式が盛大に挙行されました。今回、消防庁からは火災予防分野で4人と2団体が受賞し、内閣総理大臣から表彰状が授与されました。

安全功労者内閣総理大臣表彰は、国民一人ひとりが生活のあらゆる面において、安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図ることを目的として、昭和35年より毎年7月1日の「国民安全の日」にちなんで行われているものです。



安全功労者内閣総理大臣表彰受賞者（火災予防関係）

### 内閣総理大臣表彰受賞者（個人の部）

岸本 正子（兵庫県・加古川市婦人防火クラブ連合会 会長）  
須山美智子（三重県・津市婦人防火推進委員会 委員長）  
高橋 征文（東京都・麴町災害予防協会 会長）  
米島 康夫（大阪府・東大阪市西防火協力会 会長）

### 内閣総理大臣表彰受賞者（団体の部）

株式会社鶴屋百貨店（熊本県）  
高崎市女性防火クラブ（群馬県）



受賞者へ挨拶を述べる安倍内閣総理大臣



伝達者（安倍内閣総理大臣）と受賞者代表（岸本正子氏）

## 2 平成27年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

去る7月6日（月）スクワール麴町において、高市早苗総務大臣、坂本森男消防庁長官の他、秋本敏文日本消防協会会長兼日本防火・防災協会会長、襲田正徳日本消防設備安全センター理事長ご臨席のもと、表彰式が盛大に挙行されました。今回は、安全功労者として個人の部



受賞者へ式辞を述べる高市総務大臣



では22人、団体の部では13団体が、消防功労者として9人が受賞し、総務大臣から表彰状が授与されました。

安全功労者総務大臣表彰は、安全思想の普及や安全水準の向上等のために尽力し、又は貢献した個人・団体（消防職団員を除く）を受賞対象として表彰しているものです。

消防功労者総務大臣表彰は、広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防ぎよに関する対策の実施について、功績顕著な消防団員及び女性（婦人）防火クラブ員に対して表彰しているものです。



安全功労者総務大臣表彰受賞者（個人）



安全功労者総務大臣表彰受賞者（団体）



消防功労者総務大臣表彰受賞者（消防団員、女性（婦人）防火クラブ員）

※写真位置は、高市早苗総務大臣（前列中央）、坂本森勇消防庁長官（前列左端）、秋本敏文日本消防協会会長兼日本防火・防災協会会長（大臣右隣）、襲田正徳日本消防設備安全センター理事長（大臣左隣）

#### 安全功労者総務大臣表彰受賞者（個人の部）

長内 春代（青森県・青森県幼少女女性防火委員会女性防火部会 部長）  
 渡邊 正恆（福島県・郡山地方消防防災協会 副会長）  
 河内 静子（栃木県・足利市女性防火クラブ連絡協議会 会長）  
 大澤 正夫（埼玉県・上尾伊奈防火安全協会 会長）  
 伊藤 和郎（東京都・小金井防火管理研究会 会長）  
 伊藤 與治（東京都・目黒危険物安全協会 会長）  
 幸 秋子（東京都・赤坂女性防災会 会長）  
 山本 晴保（東京都・東京臨港防火防災協会 副会長）  
 宇野あき糸（岐阜県・瑞穂市女性防火クラブ連絡協議会 会長）  
 小川 賢司（岐阜県・本巣危険物安全協会 会長）  
 塚本二三重（山梨県・山梨県女性防火クラブ連絡協議会 会長）  
 中西壯一郎（滋賀県・湖南防火保安協会 会長）  
 貴志 吉延（京都府・京都市危険物安全協会 会長）  
 中澤 成彦（京都府・上京防火協会 前会長）  
 瓜生 卓郎（大阪府・東成自衛消防協議会 会長）  
 砂本 四朗（大阪府・阪南岬火災予防協会 顧問）  
 辻中 源藏（大阪府・東大阪市東防火協力会 会長）  
 山田妙代子（大阪府・貝塚婦人防火クラブ 委員長）  
 保道 慶征（広島県・三原市防火安全協会 会長）  
 内野 和子（山口県・山口県婦人防火クラブ連合会 会長）  
 今泉 雅光（福岡県・粕屋南部地域防災協会 会長）  
 渋田 輝國（福岡県・粕谷北部地区防災協会 会長）

#### 安全功労者総務大臣表彰受賞者（団体の部）

山形県婦人（女性）防火クラブ連絡協議会（山形県）  
 一般財団法人神奈川消防設備安全協会（神奈川県）  
 小田原愛児園幼年消防クラブ（神奈川県）  
 加賀市女性防火クラブ連絡協議会（石川県）  
 伊東市危険物安全協会（静岡県）  
 J X 日石エネルギー株式会社 尼崎油槽所（兵庫県）  
 高羽防災福祉協議会（兵庫県）  
 天満婦人防火クラブ（兵庫県）  
 一般社団法人岡山県消防設備協会（岡山県）  
 井原地区危険物安全協会（岡山県）  
 呼子町女性防火クラブ（佐賀県）  
 福田本町婦人防火クラブ（長崎県）  
 城南町婦人会防火クラブ（熊本県）

#### 消防功労者総務大臣表彰（消防団員の部）

山崎 正昭（北海道・胆振東部消防組合穂別消防団 団長）  
 大湊 一郎（青森県・野辺地町消防団 団長）  
 金見 一雄（青森県・七戸町消防団 団長）  
 石田 隆義（愛知県・あま市消防団 団長）  
 松島 昇（三重県・津市消防団 団長）  
 蔭山 裕昭（兵庫県・佐用町消防団 副団長）  
 浄慶 康治（兵庫県・養父市消防団 団長）

#### 消防功労者総務大臣表彰（女性（婦人）防火クラブ員の部）

関澤美保子（富山県・富山県婦人防火クラブ連絡協議会 会長）  
 中野 美和（高知県・高知県女性防火クラブ連絡協議会 会長）

#### 問い合わせ先

消防庁総務課 木原  
 TEL: 03-5253-7521

# 地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する検討会の開催について

## 危険物保安室

### 1 はじめに

近年、中山間地域等における給油取扱所においては、給油客の来客頻度が極端に低く、かつ従業員数の確保が難しい等の問題をかかえている現状があり、そういった過疎地域においては、地域特性に応じた効率的な給油取扱所の運用形態が模索されています。

このような状況の中で、昨今、フルサービスの給油取扱所に危険物取扱者である従業員が常駐せず、来客時のみ、当該従業員が併設する店舗等から駆けつけて給油を行う運用形態が、過疎地対策の1つの方策として取り上げられたことを踏まえ、当該運用形態において想定される火災危険性に対する安全確保策のあり方について検討するための検討会を発足し、第1回の検討会を6月23日(火)に開催しました。

### 2 検討項目

主な検討項目については次のとおりです。

- (1) 従業員が併設する店舗等から駆けつけて給油を行う運用形態に係る安全上の課題及びその対策に関する事項
- (2) 運用形態を踏まえた総合的な安全確保策の検証に関する事項

### 3 第1回検討会の内容

第1回検討会では、検討の趣旨、給油フェーズごとに想定される課題とそのハード面での対策案、使用が想定される機器、想定されるレイアウトに設備を設置したイメージ及びスケジュール等について説明が行われ、今後の方向性等について検討が行われました。

### 4 今後のスケジュール

- ・ 第2回 平成27年8月(予定)
- ・ 第3回 平成27年12月(予定)
- ・ 第4回 平成28年1月(予定)

#### 委員名簿(敬称略)

##### 【座長】

小林 恭一 東京理科大学 総合研究院教授

##### 【委員】(五十音順)

石井 弘一 全国石油商業組合連合会 業務グループ チームリーダー

大谷 英雄 横浜国立大学大学院 環境情報研究院教授

小笠原雄二 東京消防庁 予防部危険物課長

川野 泰幸 一般社団法人インターホン工業会 技術委員長

木村 俊文 滝川地区広域消防事務組合消防本部 予防課保安指導係長

清水 秀樹 石油連盟 給油所技術専門委員会委員長

高橋 俊勝 川崎市消防局 予防部危険物課長

田村 裕之 消防庁消防大学校消防研究センター  
技術研究部 大規模火災研究室長

西村 英治 全国農業協同組合連合会  
生活関連事業部 燃料部 石油販売促進課 副審査役

柳下 朋広 日本ガソリン計量機工業会 事務局 幹事

山口 克己 危険物保安技術協会 業務部長

##### 【オブザーバー】

市川 紀幸 経済産業省資源エネルギー庁  
資源・燃料部 石油流通課 課長補佐

事務局 消防庁危険物保安室



第1回検討会の様子

#### 問い合わせ先

消防庁危険物保安室 鳥枝・河本  
TEL: 03-5253-7524



# 医療機関、研究機関その他の放射性同位元素等取扱施設等における消防活動上の留意事項に関する検討会の発足

## 特殊災害室

### 1 目的

消防庁では、医療機関、研究機関その他の放射性同位元素等取扱施設等において、消防機関が放射性同位元素等の特徴に応じて適切な消防活動を行うための留意事項等について調査・検討を行うことを目的として、「医療機関、研究機関その他の放射性同位元素等取扱施設等における消防活動上の留意事項に関する検討会」（以下「検討会」という。）を発足し、第1回の検討会を7月15日（水）に開催しました。

### 2 検討項目

検討項目については、次のとおりです。

- (1) 国内における放射性同位元素等の現況
- (2) 放射性同位元素等に係る事故における消防活動に関する過去の事例
- (3) 放射性同位元素や放射線発生装置等（国内流通量・施設数が多いもの等）の種類に応じた消防活動上の留意事項

### 3 第1回検討会の内容

第1回検討会では、検討の進め方、調査・整理項目（案）及び消防活動上の留意事項の検討項目（案）等について事務局から説明が行われた後、今後の検討の方向性等について検討が行われました。

### 4 スケジュール

第2回 平成27年11～12月（予定）

第3回 平成28年1月（予定）

#### 医療機関、研究機関その他の放射性同位元素等取扱施設等における消防活動上の留意事項に関する検討会委員名簿

(50音順、敬称略)

鹿志村 平	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 防災指導課長
立石 信行	全国消防長会 事業部 事業企画課長
鶴田 俊	秋田県立大学 システム科学技術学部 教授
富永 隆子	国立研究開発法人 放射線医学総合研究所 REMAT医療室 医長
中丸 浩昭	横須賀市消防局 消防・救急課長
中村 篤志	北九州市消防局 警防部 警防課長
中村 力	公益財団法人放射線計測協会 事業推進部 技術調査役
平本 隆司	東京消防庁 警防部 特殊災害課長
松井 真	公益社団法人 日本アイソトープ協会 事業推進本部技術部 技術課長
武藤 重男	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 原子力緊急時支援・研修センター 特別嘱託
山口 芳裕	杏林大学 医学部 教授
吉井 功知	日本放射性医薬品協会 流通委員長

#### 問合わせ先

消防庁特殊災害室 原子力災害係 齋藤、梅村  
TEL：03-5253-7528

# 緊急消防援助隊情報

## ヘリコプター動態管理システム

### 広域応援室

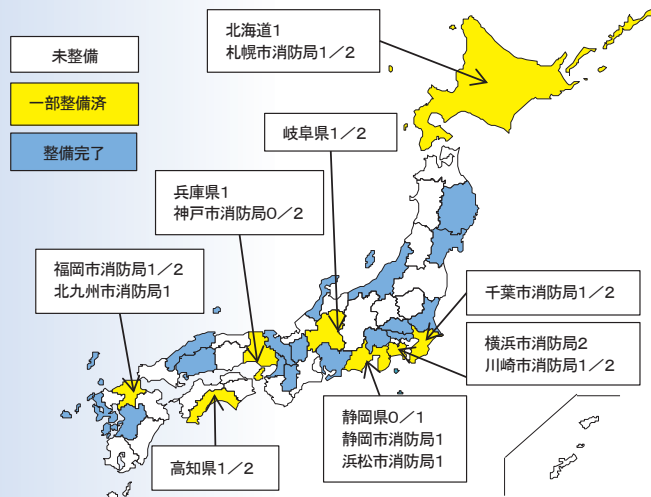
#### 1. はじめに

消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）は、平成27年4月1日現在55団体に76機が配備されています。

ヘリコプター動態管理システムは衛星通信を利用し、消防庁や各都道府県の災害対策本部、航空隊基地等に設置された地上端末において、リアルタイムでヘリの位置情報等を把握することが可能であり、ヘリの効果的な運用を支援します。

#### 2. ヘリコプター動態管理システム配備状況

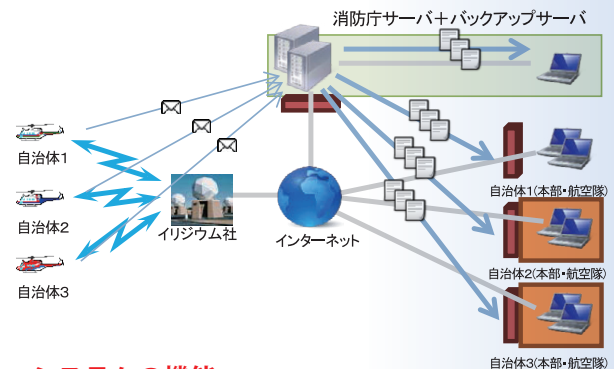
平成27年4月1日現在、消防庁サーバと互換性のあるヘリコプター動態管理システムは、32団体46機に配備されています。



#### 3. システムの歴史

年度	概要
平成17年	・消防庁ヘリ1号機（おおかた）に導入。
平成20年	・消防庁-JAXAの間で「消防防災における航空機の利用に関する技術協力の推進に係る取決め」を締結し、消防防災における航空機の運航管理システムに係る技術協力を開始。
平成21年	・消防庁において無償使用制度による配備を開始。
平成23年	・東日本大震災発生。被災地の災害対策本部等において、多数のヘリの動態を把握し、最適に運航することが課題として浮き彫りになる。
平成26年	・JAXAが研究開発を進めている災害救援航空機情報共有ネットワーク（D-NET）の技術が活用された集中管理型システム（サーバクライアント方式）の運用を開始（図参照）。
平成27年	・離着陸場情報システムを統合・集約化。

図 集中管理型のイメージ



#### 4. システムの機能

##### (1) ヘリコプター位置管理機能

機体シストで追尾した機体をチェックすると、選択した機体を中心に位置表示されます。

##### (2) メッセージ送受信機能

機体を選択してメッセージを送受信できます。

##### (3) 検索機能

住所や離着陸場など、検索方法を選択して地上情報を検索することが可能です。

##### (4) 軌跡画面表示機能

過去の飛行追跡を機体や期間を選択して表示できます。

##### (5) ルート送信機能

機体を選択して目的地を送信出来ます。

##### (6) 地点伝送機能

地点や線・画情報を送信できます。

##### (7) 整備期間表示機能

全国の消防防災航空隊に設置された表示端末により入力されたヘリの整備期間情報や運航情報を表示できます。

#### 5. おわりに

消防防災ヘリコプターは、緊急消防援助隊に全76機が登録されており、消防庁ではヘリコプター動態管理システムが全55団体全76機に配備されることを目標としています。消防庁では、今後予想される南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模災害の際には、今より効果的な運用ができるようこれからも無償使用制度により配備及びシステムの高度化等に取り組んでいきたいと考えています。

##### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室  
TEL: 03-5253-7527 (直通)

# 先進事例 紹介

～さあ、きっともつと鈴鹿。海あり、山あり、匠の技あり～

## 消防団の防火衣が新しくなりました！

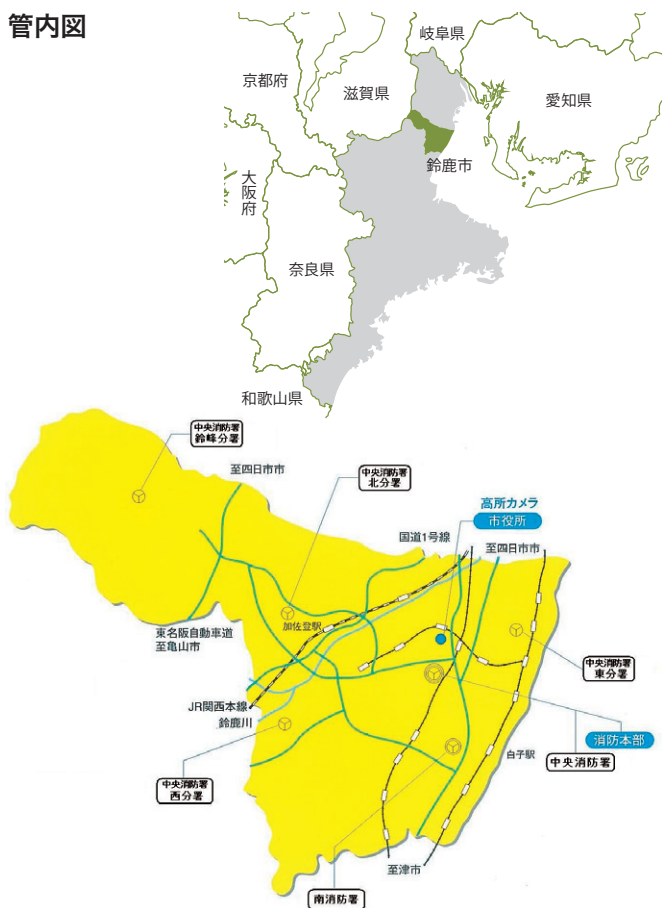
三重県 鈴鹿市消防団

### 1 鈴鹿市の概略

当市は、東に伊勢湾、西に鈴鹿山脈と恵まれた自然環境の中にあり、伝統ある歴史と文化にも生まれ、産業や経済とも調和のとれた、総面積194.46km<sup>2</sup>に人口約20万人が暮らすまちです。

当市は、昭和17年12月に軍都として2町12カ村が合併し出発しました。近年は、自動車産業を中心に数多くの企業を誘致したことによって、伊勢湾岸地域有数の内陸工業都市として発展し、農業においては、茶や花木をはじめ、水稲等の生産が活発に行われており、農工が共に成長した「緑の工都」となりました。また、国際交流や市民文化の向上に力を入れる等、あらゆる面からの発展を遂げ、F1・8耐等のモータースポーツの聖地として、国際的にも知られています。

#### 管内図



### 2 鈴鹿市消防団

#### (1) 組織体制

当市消防団は、団本部とHiまわり分団の愛称で広報や啓発活動を主とする女性分団を含む24分団で構成され、平成27年7月1日現在448名(条例定数455名)の団員で活動しています。

#### (2) 近年の新たな取り組み

当市が面する伊勢湾は外海ではありませんが、危惧される南海トラフを震源とする大規模な地震が発生した場合の津波襲来予想は、第一波到着が67分(30cm)、最大約6mとされているため、「津波による死傷者“ゼロ”」を目指し、『つかまるわ』と『いのちの鐘』という津波対策プロジェクトを実施しています。

『つかまるわ』は、耐用年数を過ぎた消防用ホースに、使用済み500mlペットボトルを8本入れて作られています。東日本大震災では、避難誘導に携わった方や消防団員等が犠牲になったことを教訓に、津波浸水予測区域内の保育所、幼稚園、小中学校の31施設や消防団等に『つかまるわ』を配備し、津波警報発令時、園児・児童等の安全を担う先生や避難誘導に携わる方々が、施設が目立つ場所にこの『つかまるわ』を掲げ、園児・児童等の避難完了の目印や付近住民への避難促進に活用していきます。

また、『いのちの鐘』は古来に「早鐘(はやがね)」と呼ばれ、緊急時に寺院の鐘を打ち鳴らし危険を知らせていたという情報伝達手段を改めて見直し、伊勢湾沿岸部の津波浸水予測区域にある38寺院の鐘を消



つかまるわ



防団員や消防団OB等が鳴らすことにより、防災スピーカーやサイレンと併せ、津波浸水予測区域外や高台への避難を強く促します。



いのちの鐘

## 3 新装備

平成26年2月公布の「消防団の装備の基準」等の改正を受け、当市では5ヶ年計画で防火衣一式の更新を図ることになりました。新たな配備は、防火服、防火帽及び防火用長靴で（防火手袋は配備済み）、災害現場における消防団員の安全をこれまで以上に確保、さらに、強度及び機能性に優れたものを導入しました。材質等は以下のとおりです。



新装備（正面）



新装備（背面）

### (1) 防火服

素材はアラミド繊維で、コート型上衣とし、左胸部にトランシーバーを収納することのできる雨蓋付きポケットを取り付けました。名入れ等のデザインは、黄色の蛍光素材に反射機能を取り入れ、昼夜を問わず高い視認性を求めました。

### (2) 防火帽

FRP材質で、前面にポリカーボネイトの顔面保護シールドを取り付けました。しころは、防火上衣と同様のアラミド繊維を用い、ロングしころ型とし、消火作業時にはシールドと合わせることで、より顔面の保護を強固にできるようにしました。

### (3) 防火用長靴

銀長靴に上腿部までの膝カバーを付けた一体式であり、爪先部には鋼製の先芯、底部にはステンレス製板を入れることによって、耐踏み付け防止性能と耐踏み抜き防止性能を有し、重量物や鋭利物から足を守ることができるようになりました。



着装イメージ図

## 4 今後の鈴鹿市消防団

平成27年7月14日付けで消防庁が公表した「消防団の組織概要等に関する調査の結果」にあるとおり、消防団員は少子高齢化や被雇用者の増加等に伴い、団員確保が困難になっていることから全国的に減少傾向となっています。当市でも、条例定数に対する充足率は9割以上を維持し続けてはいますが、平均年齢が高齢化しており、地域防災力の低下が懸念されています。このような状況の下、消防団にスポットを当てたイベントを開催し、広報活動のモデルとなるイメージ団員を市民の投票により選出、消防団員募集の広報活動等に活躍していただいております。また、入団資格の要件を緩和し、防災コーディネーター等の有識者に消防団に入団していただき、分団員への研修指導をはじめ、小学校への防災教育や自治会への防災訓練指導等多岐にわたって極め細やかに活躍していただいております。その結果として、分団員や市民の防災意識の向上につながっております。当市ではその他に、消防団と自主防災組織が連絡を密にし、それぞれの意識や技術を向上させ、地域防災力の強化に努めています。

## 常備消防の誕生

### 1 西臼杵広域行政事務組合消防本部と管轄地域の紹介

平成27年4月1日、宮崎県西臼杵郡に初の常備消防組織が誕生しました。

西臼杵郡3町（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）を管轄する西臼杵広域行政事務組合消防本部です。平成26年度までは3町全て非常備消防の地域で、火災や救急、各種届出は3町役場及び地元消防団での対応でした。

西臼杵郡は、北は大分県、西は熊本県に隣接した宮崎県の北西部に位置する高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町の3町で構成される神話と伝説が多く語り継がれる観光地域です。管内人口は約2万2,000人、管轄面積は687km<sup>2</sup>、うち約9割を山林が占めており、全体的に急峻な地形であるため、土砂崩れ等の災害に特に大きな注意を払っています。

#### 管内位置図

宮崎  
MIYAZAKI



### 宮崎県 西臼杵広域行政事務組合消防本部



高千穂峡



夜神楽

### 2 消防常備化までの経緯

近年、災害の形態も複雑多様化し超高齢化社会を反映し救急出動も増加してきたため、消防の常備化への声が強くなり、3町で数年来協議を重ねた結果、平成24年3月に合意に達し、5月に消防常備化へ向けての覚書を締結しました。平成25年度に西臼杵広域消防常備化準備室を設置し、施設及び車両の整備、人材確保と消防学校入校等人材育成を進め、平成27年4月1日に西臼杵広域行政事務組合消防本部1本部1署、県内外の消防職経験者を含めた職員数36名（消防長外、消防本部員5名、消防署員30名）、車両11台での運用を開始しました。



庁舎外観



## 3 常備化による変化

西臼杵広域行政事務組合消防本部が運用開始したことによる非常備時代との最も大きな変化として、救急の質の向上と迅速な医療サービスの提供を掲げています。特に、運用車両のうち4台を占める救急車（高規格救急車3台、軽自動車救急車1台）に医療従事者である救急救命士（有資格者11名）の乗車を必須としていて、これまで救急有資格者が乗車していなかったためにスクープアンドランのみの対応が行われていた地域に対して「救急隊到着と同時に医療の介入と専門的な判断が提供できる」ということを、様々な機会や広報等を利用して地域住民の方々にお伝えしているところです。常備消防地域では当然と思われる点についても、ひとつひとつを管轄地域内に浸透させていかなければならないところからスタートを切り、早くも4ヶ月が経過しました。住民の皆さんには、これまでなかった組織や建物が急に現れた状況の中、すぐに変化の多くが全ての方に理解されるわけではありませんが、講習会や庁舎見学などの小さな機会の積み重ねによって少しずつでも地域に浸透してきているのではないかと感じているところです。



通信指令室

## 4 常備化の今後の課題と取り組み

前述のとおり、新しい消防本部が地域に馴染むということには時間を要します。その中で当消防本部消防署の最大の強みは、職員の多くが西臼杵郡内の出身者であり、また平成26年度までは3町役場職員や地域の主要機関の職員であったということです。これまで培ってきた地域との繋がりや地域に根差した多方面での活動により生

まれたものは非常に強く、多くの方々が応援や協力をしてくださることもまた事実です。より多くの方と関わりを持ち、信頼を置いて下さっている方々の期待に応えられるよう、責任の重さを実感しながらの毎日を送っています。

現在の出動状況は7月16日現在で火災出動3件、救急出動205件、救助出動2件と決して多くはありません。

しかし、今後直近で言えば台風時期を迎えることから、土砂災害を初めとした災害の可能性や、人気のある観光地であるため県外や外国からの観光客も多く、救急搬送等も今後増加していく可能性が考えられることから、更なる備えや訓練、十分な体制作りを急ぐ必要があります。「全てのことに初めてである」ということに決して甘えず、予想される災害に対して後手にならないということを目指しながら、職員一丸となって取り組んでいます。

## 5 終わりに

まだ誕生したばかりの消防本部であるため、まずは目の前にあることを確実に処理していくこと、同時に将来を見据えた職員の知識や技術の向上を日々研鑽することで堅い基盤に作り上げていくことが大切です。その中で生まれるアイデア意見を組織が取り入れ、次第に新たな取り組みを始めていくことができるならば、将来西臼杵広域行政事務組合消防本部ならではの特性というものになり、職員の自信や誇りへと結びついていくのではないかと考えます。また同時に、現場活動はもちろん、火災予防や救急についてのイベントの開催その他行事等を通して、地域との新しい絆を生み出していくことで私たち組織が地域に定着し、地域を裏で支える存在となり、安心安全を届けられる信頼できる組織でありたいと思っています。

これまでに非常に長い年月の中で多くを築きあげてこられた全国の消防職員の皆様と、その組織をお手本とさせていただきながら、たくさんのことを学ばせていただき、私たちの地域に合った職員と組織を創りあげていきたいと思えます。



## 消防庁無償貸付車両「救助資機材搭載型消防ポンプ自動車」展示訓練の消防庁次長視察

札幌市南消防団

札幌市南消防団では、平成26年12月から消防庁無償貸付車両「救助資機材搭載型消防ポンプ自動車」の運用を開始し、平成27年6月30日（火）まで交通救助及び建物火災に7件出動しております。

平成27年度札幌市南消防団消防総合訓練大会に消防庁次長を来賓としてお招きし、同車両積載の救助資機材を活用した救助及び常備消防と連携した消火を行う応用訓練の展示を行いました。



## 幼年消防クラブ員による〔防火七夕〕を実施

有田川町消防本部

清水消防署は、毎年、七夕を前に幼年期の防火意識の高揚を図ることを目的に、昭和63年から幼年消防クラブの行事の一環として、防火・防災の啓発活動を行っています。今年も7月1日（水）に清水保育所の園児が講話や防災ビデオを鑑賞し、火の怖さなどを学び、「絶対に火遊びはしません」と防火の誓いを書き込んだ短冊を笹竹に飾り付けました。美しく飾り付けられた笹竹は、同所に展示され、多くの人達に防火を呼びかけています。



消防通信

望

楼

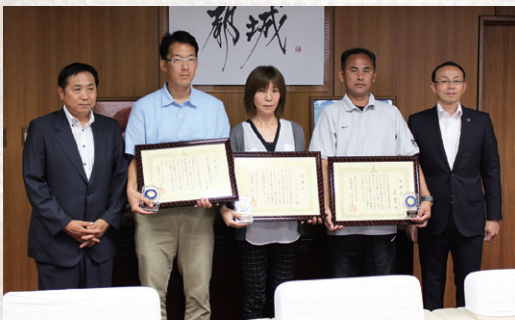
ぼうろう

## 勇気ある行動に感謝状を贈呈

都城市消防局

平成27年6月8日（月）、都城市役所市長室において、部活動中に卒倒し、心停止に陥った男子生徒を迅速・適切な救命活動により救った、1団体及び個人2名の方に感謝の意と勇気ある行動に敬意を表し市長から感謝状を贈呈しました。受賞者は、過去に数回の応急手当講習を受講していたことが今回の行動に繋がったと述べていました。男子生徒は、退院後、学校生活に復帰しています。

都城市消防局では、今後も救命率の向上に向けて応急手当の普及啓発に取り組んでいきます。



## 平成27年度危険物安全週間に伴う消防訓練を実施

相模原市消防局

相模原市北消防署では、6月7日（日）から13日（土）まで行われる危険物安全週間に伴い、スリーボンドファインケミカル株式会社（相模原市緑区大山町1-1）と合同で危険物災害を想定した訓練を、当該施設を使用し実施しました。

訓練には、当事業所の自衛消防隊40名をはじめ、従業員240名の参加で屋内消火栓を使用しての初期消火、119番通報及び避難誘導など災害発生時の初期活動の対応を確認しました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】





# 消防大学校だより



## 危機管理・防災教育科 危機管理・国民保護コース（第5回）

消防大学校では、地方公共団体の危機管理・防災担当、国民保護担当者を対象とした研修課程で、その業務に必要な行政動向等の知識及び能力を習得させることを目的に「危機管理・防災教育科 危機管理・国民保護コース」を実施しています。

平成27年度の危機管理・国民保護コースにおいては、第5回学生76名（平成27年5月25日～29日）が、消防大学校での5日間の全寮制の集合教育を終え、全員が無事修了しました。

研修は、消防庁幹部による国民保護法制の概要に関する講義をはじめ、専門家による「危機管理の初動や応急対応」に関する講義、災害事例として広島市の危機管理課長による昨年8月に発生した広島市の豪雨災害における対応要領等、危機管理担当者として実践的なカリキュラム編成で実施し、必要な知識及び能力の習得に努めました。

課題研究では、入校前に付与した「実践的な防災訓練のあり方について（一般災害）」及び「地方自治体の有事対応力について（国民保護）」の2つのテーマについて、各班で活発な意見交換がなされ、代表者が発表を行うことで各自治体が直面している課題について多くの意見が交わされました。

研修を終えた学生からは、「全国各地から最新の防災に対する課題や、災害対応等の問題点を情報交換する中で、国民保護の理解が深まり、危機管理の基本を学ぶことが出来た」、「他県・他部局の考え方や進め方を知る機会を得て有益であった」等の意見が多く寄せられました。

今後は、消防大学校で習得した知識を発揮するとともに、共同生活で培った各自治体のネットワークを活かして、それぞれの地域での更なる活躍が期待されます。



消防庁国民保護室 川島室長による講義



広島市危機管理室 西本危機管理課長による講義



指揮シミュレーション訓練の様子



課題研究発表の様子

## 危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コース（第11回）

消防大学校では、都道府県、市町村及び消防本部等の自主防災組織の指導・育成担当者を対象とした研修課程で、自主防災活動の推進、多様な図上訓練等、その業務に必要な高度な知識及び能力を習得させることを目的に「危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コース」を実施しています。

平成27年度の自主防災組織育成コースにおいては、第11回学生68名（平成27年6月3日～9日）が、消防大学校での5日間の全寮制の集合教育を終え、全員が無事修了しました。

研修は、消防庁幹部による防災行政の現状と課題に関する講義をはじめ、地域防災の問題点や課題等の研究と教育・指導技法、訓練手法等を主眼として、専門家による「大規模自然災害」に関する講義、市民活動の実際として女性の視点から見た実経験に基づく避難所運営に関する講義、図上訓練（DIG）手法、災害シミュレーショ

ン等、自主防災組織の指導・育成に必要な知識及び能力の習得に努めました。

また、課題研究では、各班ごとに日頃抱えている問題点の中から研究課題を決定し、その解決策を探るため、限られた時間の中で、行政職員と消防職員が各々の視点から活発な意見交換を行い、各関係機関との連携の重要性について認識と理解を深めました。

研修を終えた学生からは、「行政、消防職員と立場の違いを職員の情報共有ができた」、「他県、行政、消防等、多様な学生と交流し意見を交わすことができ、現場で活かせることを多く学べた」等の意見が多く寄せられました。

今後は、自主防災組織を指導・育成していく上で、消防大学校で得た知識、技術を十分に活用し、それぞれの地域で活躍されることが期待されます。



名古屋大学減災連携研究センター 福和教授による講義



図上訓練（DIG）手法の習得訓練の様子

### 問合わせ先

消防大学校教務部 久富  
TEL: 0422-46-1712





# 最近の報道発表 (平成27年6月24日～平成27年7月24日)

## <総務課>

27.7.3	平成27年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰	安全功労者表彰受賞者 個人22名、団体13団体 消防功労者表彰受賞者 消防団員7名、女性(婦人)防火クラブ員2名
27.6.30	平成27年安全功労者内閣総理大臣表彰(消防関係)	安全功労者内閣総理大臣表彰(消防関係)受賞者 個人4名、団体2団体

## <救急企画室>

27.7.22	平成27年6月の熱中症による救急搬送の状況	平成27年6月の熱中症による全国の救急搬送の状況(確定値)を取りまとめましたので、その概要を公表します。
27.7.14	「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会」の発足	高齢化の進展等による救急需要の増大が予想される中で、救急業務を安定的かつ持続的に提供していくための方策を検討することを目的に、「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会」を発足いたします。

## <予防課>

27.6.30	平成26年1月～12月の製品火災に関する調査結果	消防庁では、消費者の安心・安全を確保するため、火災を起こす危険な製品の流通防止を目的として、平成26年1月～12月に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断された火災」、「原因の特定に至らなかった火災」等の製品情報を調査しました。
---------	--------------------------	--

## <危険物保安室>

27.7.17	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果及び省令の公布	消防庁は、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令(案)の内容について、平成27年5月30日から平成27年6月29日までの間、国民の皆様から御意見を募集したところ、本件に対する御意見はありませんでした。これを踏まえて、本日当該省令を公布しました。
---------	---	---

## <特殊災害室>

27.7.23	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(案)等に対する意見募集	消防庁は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(案)及び特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件(案)の内容について、平成27年7月24日から平成27年8月27日までの間、意見を募集します。
27.7.8	「医療機関、研究機関その他放射性同位元素等取扱施設等における消防活動上の留意事項に関する検討会」の発足	医療機関、研究その他の放射性同位元素等取扱施設等において、消防機関が放射性同位元素等の特徴に応じて適切な消防活動を行うための留意事項等について調査・検討を行うため、「医療機関、研究機関その他放射性同位元素等取扱施設等における消防活動上の留意事項に関する検討会」を発足することとしましたので、お知らせします。
27.6.30	平成27年度「石油コンビナート等防災体制検討会」の開催	石油コンビナート等における総合的な防災体制に関する検討を行う「石油コンビナート等防災体制検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。

## <参事官>

27.7.21	「御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会」の発足	噴火災害時を含む山岳救助活動の充実を図ることを目的として、「御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会」を開催し、山岳救助活動を安全かつ効率的に実施するための活動要領について検討を行っていくこととしましたのでお知らせします。
---------	---------------------------------	---

## <地域防災室>

27.7.14	「総務大臣感謝状贈呈式(消防関係)」の開催	消防庁は、平成27年4月1日現在の消防団員数の速報値を取りまとめました。その結果を基に、消防団員数が相当数増加した団体など22の消防団に対し、総務大臣感謝状を贈呈することとし、贈呈式を開催いたします。
27.7.14	消防団の組織概要等に関する調査の結果(平成27年4月1日現在)	消防庁では、全国の市区町村(消防団事務を実施している消防本部、一部事務組合を含む)を対象に、平成27年4月1日現在の消防団の組織概要等に関する調査を行い、速報値を取りまとめましたので公表します。
27.7.10	消防団協力事業所表示制度の要綱の制定状況等及び特例措置の実施状況(平成27年4月1日現在)	この度、消防団協力事業所表示制度の要綱の制定状況等及び特例措置の実施状況(平成27年4月1日現在)の調査を行い、調査結果を取りまとめましたので公表します。
27.7.10	津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定状況(平成27年4月1日現在)	昨年度に引き続き、津波災害の恐れのある地域を管轄する消防団を有する市町村における「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の平成27年4月1日現在の策定状況等について調査を行い、調査結果を取りまとめたので公表します。

## <防災情報室>

27.7.16	平成26年(1月～12月)における火災の状況(確定値)	平成26年(1月～12月)における火災の状況(確定値)について取りまとめました。前年と比較すると、総出火件数は減少していますが、火災による死者数は増加しています。
---------	-----------------------------	---



## 最近の通知 (平成27年6月24日～平成27年7月24日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第146号 消防地第175号	平成27年7月10日	都道府県消防防災主管部局長	消防庁消防・救急課長 消防庁地域防災室長	消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について
消防消第132号	平成27年6月30日	都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長	平成26年度における消防職員委員会の運営状況及び平成27年度における消防職員委員会の運営に関する留意事項について
消防情第172号	平成27年6月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	建物建築費指数について（通知）
事務連絡	平成27年6月29日	各都道府県消防防災主管課	消防庁予防課	平成27年度予防技術検定受検予定者数の調査結果について

## 広報テーマ

8 月		9 月	
①防災訓練への参加の呼びかけ	防災課	① 9月9日は救急の日	救急企画室
②地震に対する日常の備え	防災課	②住宅防火防災キャンペーン	予防課
③危険物施設等における事故防止	危険物保安室	③事業所への消防団活動への理解と協力の呼びかけ	地域防災室
④電気器具の安全な取扱い	予防課		



## 9月1日は防災の日 防災訓練に参加しましょう ～災害に備え、防災知識の向上をめざす～

## 防災課

わが国では、毎年のように地震、台風、大雨などの自然災害が発生し、各地で多くの被害が出ています。なかでも、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震と津波等により死者・行方不明者が2万1,000人を超える甚大な被害が発生しました。

また、首都直下地震や南海トラフ巨大地震といった大規模地震の切迫性も指摘されています。

さらに、近年では局地的大雨やこれに伴う土砂災害、火山噴火、地震による被害が多発しており、平成26年8月に広島県で発生した、大規模な土砂災害では死者が70人を超える甚大な被害が発生しました。また、平成26年9月に長野県御嶽山で発生した火山災害で死者50人を超える被害が生じました。

このような状況の下、被害を最小限に抑えるためには、国民一人ひとりが災害に対する正しい知識を身につけ、いざというときに落ち着いて的確な行動をとることが重要です。また、災害に対する備えは日ごろの防災意識や防災訓練の体験によって培われますので、そのためにも、各地方公共団体、企業、地域コミュニティなどで行われる防災訓練に積極的に参加することが望まれます。

防災訓練では、情報の収集伝達、避難・誘導、初期消火、応急救護、地震体験など実践的な対応を経験することにより、一人ひとりが災害発生時の対応策を身につけることができます。

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」や8月30日から9月5日までの「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、いざという時に対応できる力を身につけましょう。



平成26年総合防災訓練  
岩手県宮古市提供

\*防災訓練の日程は地域によって異なりますので、詳細はお住まいの地方公共団体にお問い合わせください。

### 〈 いざというときの備え確認チェック☑ 〉

- 非常持ち出し品の準備、指定緊急避難場所までの順路の確認
  - 次の物はすぐに持ち出せるように用意しましょう。  
現金、救急箱、懐中電灯、ライター、電池、毛布、食品、飲料水、ラジオなど
  - ※なお、実際の避難の際は、火災を防ぐためガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切ることが重要です。
- 消火器の正しい使い方などの習得
  - 消火器は初期消火に有効なので正しい使い方を覚えましょう。
- 軽いけがの処置など、協力して行う応急救護の方法を学ぶ
  - 消防署などで行う救命講習会では、軽いけがの処置をはじめAEDを使用した心肺蘇生法について習得できますので、進んで参加しましょう。
- 家具等の転倒・落下防止など、自分たちで事前に備えとしてできることを実行する
  - 自分の身は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守る、という意識を持って生活しましょう。
- 正しい情報の入手方法と家族や近隣の人の安否情報を確認する方法を学ぶ
  - 携帯電話、インターネット、ラジオ、防災行政無線などで正しい情報を入手しましょう。
  - 毎月1日・15日や防災週間などで災害伝言ダイヤル（171）が体験利用できるので、使い方を確認して、いざというときに大切な人の安否情報を確認できるようにしましょう。
- 地域住民等で協力して行う救出活動の方法を学ぶ
  - 大規模な災害時には消防車や救急車がすぐに現場に向かえない場合もあるため、身近にあるノコギリ、自動車のジャッキ、ボールなどを使用し、建物の倒壊や落下物などの下敷きになった人を地域のみんが協力し合って救出できるようにしましょう。

総務省消防庁 生活密着情報 「地震などの災害に備えて」をぜひ参考にしてください。

〈リンク先〉 <http://www.fdma.go.jp/html/life/>

地域で行われる防災訓練へは、自分の住んでいる地域の方々と共に“いざという時どうするか”という心構えで参加し、家族みんなで防災について話し合みましょう。

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 吉岡  
TEL: 03-5253-7525





# 地震に対する日常の備え

## 防災課

地震が発生した時、被害を最小限におさえるには、一人ひとりが冷静かつ適切に行動することが重要です。

そのためには、みなさんが地震について関心を持ち、日頃から地震に備え、自分の身の安全確保や非常持出品などについて、家庭で取組をすすめていくことが大切です。

### 1. 家庭での防災会議

地震の時には、まず自分の身の安全確保を第一に考え、また家族が慌てず落ち着いて行動できるよう、日頃から話し合い、情報を共有しておきましょう。

- 地震はいつ起こるかわからないことから、時間帯によって誰が在宅しているかなど、家族構成も考慮しながら様々なケースを想定し、次のようなことを話し合っておきましょう。

- ・住宅の耐震化や家具の転倒防止対策は十分か
- ・家の中でどこが一番安全か
- ・非常持出袋はどこに置いてあるか
- ・避難場所、避難路はどこか

- 海岸で強い揺れや弱くても長い揺れに襲われたら、すぐに安全な高台に避難するなど津波避難についても話し合っておきましょう。

- 住所、氏名、連絡先や血液型などの自分の情報を記載した避難カードを作成し、普段から携帯しましょう。
- 役場が発行している防災ハザードマップなどを参考に地域の危険な場所を把握しておきましょう。



### 2. 家族との連絡方法の確認

家族が離ればなれで被災した時のことを考えて、お互いの安否の確認手段を考えておきましょう。

- 家族が離ればなれで被災した場合、自分の身の安全が確保できたら、次は家族の安否を確認しましょう。
- 被災地では、連絡手段が限られています。公衆電話等から利用できるNTTの「災害用伝言ダイヤル171」や、携帯電話の「災害用伝言板」などの使い方を家族みんなで覚えておきましょう。



### 3. 備蓄品・非常持出品を備える

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなることも考えられます。数日間生活できるだけの水や食料品などの『備蓄品』を備えておきましょう。

地震の被害によっては、避難を余議なくされることもあります。避難する時に持ち出す『非常持出品』を常備しておきましょう。

- 目安として最低3日間、推奨1週間程度の飲料水や食料品を備蓄しましょう。
- 備蓄品は、家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものは異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを考えて準備しましょう。
- 備蓄品は、家族、地域の状況や賞味期限などと照らし合わせて定期的にチェックし、必要に応じて入れ替えましょう。
- 非常持出品として、携帯用飲料水、食料品、救急箱、携帯ラジオなど避難生活に必要なものを準備しておきましょう。
- 非常持出品は、玄関や寝室など持ち出しやすいところに置いておき、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。リュックサックなどに入れておけば、持ち出したときに両手が使えて便利です。

### 4. 防災活動への参加

地震に備え、防災訓練などの地域の防災活動に積極的に参加しましょう。

- 地震発生時に、初期消火や救出救助活動を行うには、日頃からの訓練が欠かせません。家族全員で防災訓練に参加しましょう。
- 9月1日は防災の日で、8月30日から9月5日は防災週間となっており、各地で防災訓練等が行われています。市町村によっては、災害などが発生した場合を想定し、参加者が被害状況や対応策について地図に書き込みイメージする「災害図上訓練」が行われているところもありますので、市町村役場などで確認しましょう。
- 地域の防災活動に参加し、日頃から災害時における正しい知識と心構えを身につけ、普段から地域との繋がりを協力し合う体制を築いておきましょう。

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課震災対策係  
TEL: 03-5253-7525



# 危険物施設等における事故防止について

## 危険物保安室

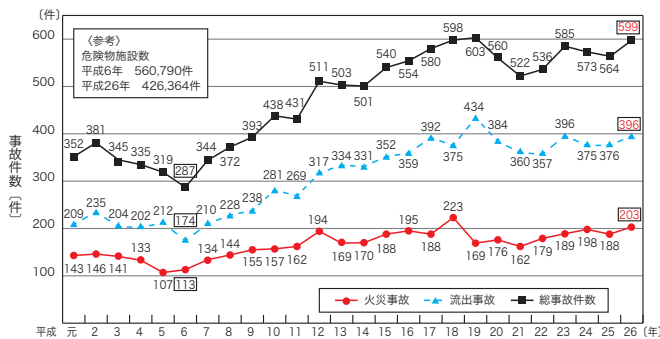
### ○ 平成26年中の危険物施設における事故件数

先般、消防庁では、平成26年中に全国で発生した危険物に係る火災及び流出事故の概要を取りまとめました。

平成26年中の事故発生件数は599件であり、前年に比べて35件増加しました。事故発生件数は高い水準で推移しており、平成元年以降、事故が最も少なかった平成6年と比べると、危険物施設数は減少しているにもかかわらず、事故発生件数は約2倍に増加しています。

このような状況を踏まえ、近年消防庁では、関係省庁と連携し、平成26年5月に石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議の検討結果に基づき取りまとめられた同連絡会議報告書（以下「報告書」という。）や、危険物等事故防止安全憲章（以下「安全憲章」という。）に掲げた項目等について、積極的に取り組むように働きかけています。

### 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移



※事故発生件数の年別の傾向を把握するために、東日本大震災その他地震6弱以上（平成8年9月以前は地震6以上）の地震により発生した件数を除いています。

### ○ 平成27年度危険物事故防止アクションプラン

消防庁では、事故防止対策の取組の一環として、危険物関係業界団体、消防関係行政機関等で構成された「危険物等事故防止対策情報連絡会」を開催し、「平成27年度危険物事故防止アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を取りまとめました。

危険物施設等における事故防止を図るため、アクションプランに基づく官民一体となった事故防止対策の自主的、積極的な推進をお願い致します。

#### <危険物事故防止に関する重点項目>

危険物施設における事故による死傷者の絶無を図り、かつ、事故件数を減少させるためには、「業種を超えた事故の情報共有」を図るとともに、事業者が安全憲章及び報告書の内容や東日本大震災の状況を踏まえ、自ら

の事態、体制等に応じた安全確保方策を確立することが重要です。

このようなことに鑑み、次の事項を重点として事故防止対策を講ずる必要があります。

#### 1 保安教育の充実による人材育成・技術の伝承

装置の設計思想及びマニュアルの手順の背景にある原理原則の理解（know-why）の促進によるリスクアセスメントや、リスクに気づく感性のある人材、事故を見据えた設備等の定期点検及び日常点検を行う人材、安全推進の中核となる人材等を計画的に育成するため、保安教育を充実させるとともに、保安に関する知識・技術の伝承を徹底するため、過去の事故事例や良好事例の共有、実効性が見込まれるそれらの活用方策の確立、その他火災等の模擬体験、外部機関を活用した教育等を行うこと。

#### 2 想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組

社内外の事故情報や安全対策情報を収集し保安対策に活用するとともに、コミュニケーションや情報共有を通じて、運転部門、保全部門、設計部門等の各部門間における連携を強化することにより、適時・適切な運転、保全等を図ること。

また、現場における適切な安全管理の枠組の構築、さらには、非定常作業時、設備等の経年劣化も踏まえた点検、整備時等をも想定したリスクアセスメントを適時徹底して行い、リスクに対して適切に対応するとともに、残存リスクの認識とそれらに対する適切なマニュアルや体制を整備し、危険物の流出事故等を未然に防ぐこと。

#### 3 企業全体の安全確保に向けた体制作り

経営層が協力会社も含めた現場とのコミュニケーションを強化し、現場作業員からの情報を積極的に収集するとともに、保安に対する強い意識を持ち、安全優先の方針を社内に発信することにより、現場で必要とされる安全確保方策が適切に実施される体制を整備すること。

また、ヒヤリハット事例等の検討、必要に応じて第三者による客観的な評価や社外との情報交換等を活用することにより、多角的かつ継続的に安全確保方策の充実に努めること。

#### 4 地震・津波対策の推進

地震想定や津波想定を踏まえたハード面及びソフト面双方における地震・津波対策の再検証を行うとともに、被害を最小限にするため、また、被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等を適切に実施することができるよう、平常時から、事前計画の作成や訓練等を通じた習熟度の向上を図ること。

#### 問合わせ先

消防庁危険物保安室 清水、水野  
TEL: 03-5253-7524

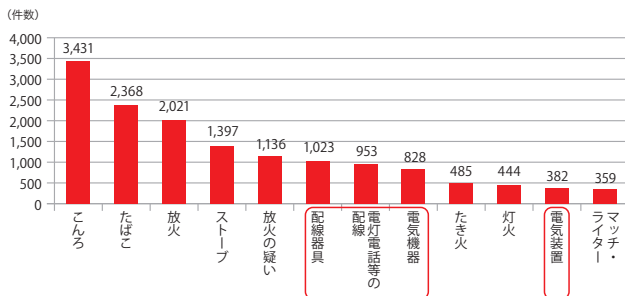


# 電気器具の安全な取扱い

## 予防課

電気器具は便利なものですが、使用者の取扱いの不注意や誤った使用方法から火災となる場合があります。

建物火災における主な出火原因



平成26年中の建物火災の件数は、2万3,641件となっており、そのうち電気機器等（配線器具、電灯電話等の配線、電気機器、電気装置）に起因する火災件数は3,186件で建物火災全体の13%を占めています。各数値は「平成26年（1月～12月）における火災の状況（確定値）」について（平成27年7月16日公表）による。

電気器具を使用する際には、次のことに注意しましょう。

### 1 電気器具の点検の実施

扇風機や電気ストーブなどの季節を限定して使用する電気器具は、毎年使用する前に必ず点検をしましょう。

また、使用中に普段と違った音や動きに気づいたときは、すぐに使用を止め、コンセントから差込プラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

### 2 電気器具の正しい使用

電気器具を本来の用途以外に使用した場合、器具に負荷がかかり、過熱し火災の原因になることがあります。使用に際しては、取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解し正しく使用しましょう。

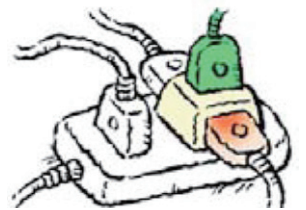
また、アイロンやヘアドライヤーなどは、スイッチを切り忘れたまま放置しておくとならぬ原因となります。使用しないときは、器具のスイッチを切るだけでなく差込プラグをコンセントから抜いておきましょう。



使用後はすぐにスイッチを切る習慣をつけましょう

を使用するようになりました。

このため、使用する電気器具に対しコンセントが不足し、たこ足配線になりがちです。コンセントの電気の許容量を超えて電気器具を使用するとコンセントが過熱し、火災の原因となるので、たこ足配線は絶対にやめましょう。



たこ足配線はやめましょう！

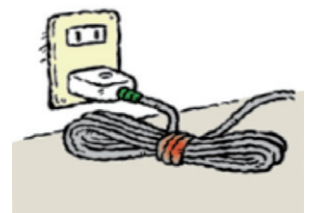
また、差込プラグにほこり等が付着したまま長い間コンセントに差し込んだ状態にしておくことにより、差込プラグの両刃間に電気が流れ、ショートして火災になることがあります（トラッキング火災）。

外出時や就寝時はもとより器具を使用しない時には、差込プラグを抜いたり、付着したほこりなどを取り除くようにしましょう。



さらに、傷ついたコードを使用したり、束ねた状態や重い荷物が乗った状態であると、その部分に負荷がかかり、断線して出火する可能性がありますので、大変危険です。

傷ついたコードは早めに交換し、重い物を乗せたり、束ねた状態での使用はやめましょう。



コードを束ねて使うのはやめましょう。

#### 【注意事項】

1. 使用しないときには、**コンセント**から抜く。
2. **たこ足配線**は、絶対にやらない。
3. **差込プラグ**に付着した**ほこり**などは取り除く。
4. **傷んだコード**は使用しない。
5. コードは**束ねた状態**で使用しない。

#### 問い合わせ先

消防庁予防課  
TEL: 03-5253-7523

### 3 電気配線等からの出火防止

家電製品やOA機器の普及により、数多くの電気器具





## 第63回全国消防技術者会議の開催について

### 消防研究センター

消防研究センターでは、「第63回全国消防技術者会議」として、消防研究センターにおける研究成果等を発表する「第19回消防防災研究講演会」および消防関係者による一般発表と平成27年度消防防災科学技術賞受賞者

による発表を下記のとおり開催いたします。また、「消防防災科学技術賞」の表彰式および展示発表も行いますので、併せてご案内申し上げます。皆様のご参加をお待ちしております。

#### 記

1	開催日	第1日 平成27年11月25日(水) 第2日 平成27年11月26日(木)
2	場所	ニッショーホール(日本消防会館) 東京都港区虎ノ門2-9-16
3	定員	両日とも各600人(参加無料)
4	内容	<p>【11月25日(水)】第19回消防防災研究講演会 「木造密集地域での火災と安全への備え」</p> <p>木造密集地域では、もともと避難や消火活動の支障要因が多いのに加え、火災発生時には建物間の延焼拡大も速く広域の市街地火災になり人的・物的被害が大きくなる可能性が高くなります。また、震災後には建物倒壊等による出火のリスクも高まります。阪神淡路大震災(1995年)での神戸市内の旧市街地での火災を始め、最近においても、城崎温泉街(2014年)、北九州市の木造市場(魚町商店街2014年、あやどり市場2012年、富野市場2011年)、尼崎市塚口中央市場(2011年)、などで延焼火災が発生しています。</p> <p>木造密集地域の火災安全対策を考える上では、木造建物火災の出火・拡大機構の解明、建物間の延焼から市街地火災に至る延焼拡大予測、広域市街地火災で発生が懸念される火災旋風等、特殊な事象の理解が必要です。また、実際に起きた市街地火災時の消防活動やその後の対策事例について情報を共有することは、消防機関が木造密集地域での火災の予防、警防等の備えを検討する上で非常に有意義です。</p> <p>本講演会では、平時と震災時での出火原因等の特徴、出火したときの木造建物の火災性状、実際に延焼拡大した火災の事例と消防本部のその火災への対応、市街地火災の延焼シミュレーションによる被害予測、火災が拡大し被害を増大させる火災現象としての火災旋風等に関する情報を提供し討論を行います。</p> <p>【11月26日(木)】 消防関係者による一般発表と平成27年度消防防災科学技術賞表彰作品の発表を行います。</p>
5	プログラム	消防研究センターのホームページ( <a href="http://nrifd.fdma.go.jp/">http://nrifd.fdma.go.jp/</a> )をご覧ください(「イベント情報」欄の「【技術】第63回全国消防技術者会議」のリンクをクリック)。逐次詳細なものに更新します。
6	参加申込み方法	消防研究センターのホームページから、申込専用サイトにアクセスし、必要事項を入力してください。申込みを取り消す場合又は申込み内容を変更する場合にも、このサイトをご利用ください。 なお、上記の方法が難しい場合は、下記にお問い合わせください。
7	参加申込み期間	8月17日(月)から11月16日(月)まで(予定) (但し、各日定員になり次第締め切ります。)
8	問い合わせ先	消防庁 消防研究センター 研究企画室 〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4-35-3 TEL:0422-44-8331 FAX:0422-44-8440 E-mail: 63_gijutsusha@fri.go.jp

消防の動き 2015年8月1日発行第532号(毎月1回発行)  
編集発行／消防庁総務課(Fire and Disaster Management Agency)

住 所	〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2
電 話	03-5253-7521
F A X	03-5253-7531
消防庁ホームページ	<a href="http://www.fdma.go.jp">http://www.fdma.go.jp</a>